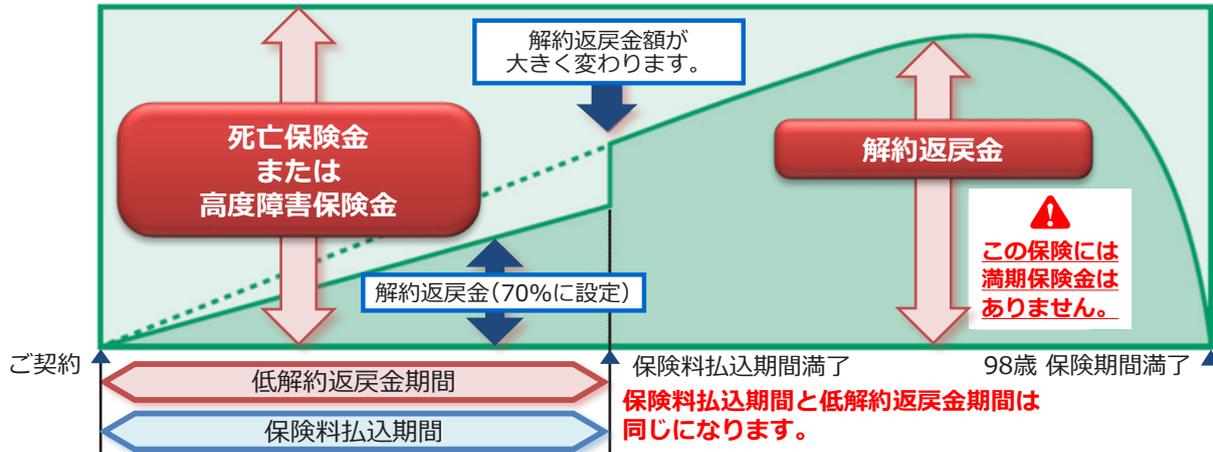




エンブレムユー・プレミアム

被保険者様に万一のことがあった場合、(死亡)保険金等を事業保障資金等の財源としてご活用いただくための「保障」等を目的とした保険商品です。ご契約当初一定期間、解約返戻金を低く設定することで、その分お求めやすい保険料としています(低解約返戻金期間中の解約返戻金は低く設定しない場合の70%としています)。

しくみ図(イメージ)〈短期払いの場合の例〉



※点線は、解約返戻金を低く設定しない場合の解約返戻金の推移を表しております。解約返戻金を低く設定しないお取扱いはいたしません。
※解約返戻金は、保険期間満了時には全くありません。また、解約返戻金額は多くの場合、既払込保険料を下回ります。特に低解約返戻金期間中にご契約を解約された場合、解約返戻金額は既払込保険料を大きく下回ります。

ポイント

1

長期間の安心

ご契約から98歳までの長期間にわたり、万一の際の死亡保障または高度障害保障を確保できます。

⚠ 保険契約上の年齢が98歳となる契約応当日の前日をもって契約は消滅します。

ポイント

2

選べる自在性

事業の状況やご勇退の計画などに合わせ、**保険料払込方法(全期払い・短期払い)**、**低解約返戻金期間**を設計いただけます。

ポイント

3

低解約返戻金期間の設定

解約返戻金を低く設定した期間を設けているため、お求めやすい保険料となっております。

⚠ ・低解約返戻金期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合の70%としています。
・この保険には満期保険金はありません。

■ 商品の概要

保障内容	死亡保険金、高度障害保険金、 保険料払込免除	低解約返戻金 期間	全期払い：ご契約時に定めた所定の期間 短期払い：保険料払込期間と同一
保険期間	98歳まで(更新なし)	解約返戻金	あり
保険料払込方法(期間)	全期払い・短期払い	配当金	なし

■ 主な取扱規程

契約年齢(*1)	18歳～75歳 ※低解約返戻金期間、保険料払込期間によって、取扱範囲が異なります。						
最低保険金額	300万円かつ月払保険料8,000円以上(*2)						
最高保険金額(*3)							
【法人契約の場合】			【個人事業主・個人契約の場合】				
契約年齢	18歳～19歳	20歳～75歳	契約年齢	18歳～19歳	20歳～24歳	25歳～65歳	66歳～75歳
最高保険金額	7000万円	5億円	最高保険金額	5000万円	2億円	3億円	1億円
保険料払込方法	月払い・年2回払い・年1回払い		保険料払込経路	口座振替扱い			
付加可能な特約・サービス	年金支払特約I型、リビング・ニーズ特約、保険料払込免除特約(15)、ご家族登録サービス、保険契約者代理特約、被保険者代理特約						

(*1) 契約年齢は被保険者の契約日時時点の満年齢で計算します。被保険者の保険契約上の年齢は、毎年契約応当日に契約年齢(ご契約時の満年齢)に1歳ずつ加えて計算されます。

(*2) 年2回払い・年1回払いの場合は、月払保険料に換算したときに8,000円以上であることを要します。

(*3) 同一の被保険者がすでに住友生命の商品に加入済の場合等は、記載の金額までご加入いただけないことがあります。

■ご留意いただきたい事項

解約返戻金について

- **この保険は、低解約返戻金期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合の70%としています。**また、低解約返戻金期間経過後であっても、低解約返戻金期間中の保険料がすべて払い込まれていない場合には、解約返戻金を低く設定しない場合の70%となります。
- 低解約返戻金期間中の解約返戻金を低く設定しないお取扱いはいたしません。
- **解約返戻金額は保険期間満了時に0円となります（満期保険金はありません）。**

配当金について

- この保険は剰余金の分配のない保険契約であるため配当金はありません。また、相互会社の「社員」としての権利（総代選出にあたっての信任投票権、総代会の招集を請求する権利など）はありません。

クーリング・オフ制度について

※「クーリング・オフ」とは、ここでは「申込みの撤回」および「契約の解除」のことをいいます。

- 申込者または契約者が法人（会社等）の場合や、住友生命が指定した医師による診査後などは、**クーリング・オフはできません。**
- 申込者または契約者が個人の場合は、申込日または「契約概要／注意喚起情報」の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、クーリング・オフができます。
- クーリング・オフは、書面または電磁的記録^(*)により申し出ることができます。この場合、すでに払い込まれた金額を払い戻します。

(*)電磁的記録による申し出の主たる窓口として住友生命ホームページに専用フォームを設置しています。

【専用フォーム】 <https://sumitomolife.dga.jp/form/coolingoff.html>

告知について

- 契約者や被保険者には、健康状態などについて**正しく告知する義務があります。**
- 告知書に記入したことと、住友生命指定の医師に口頭で伝えたことが告知となります。
- 募集代理店の担当者（生命保険募集人）・生命保険面接士には告知を受ける権限がないため、**口頭で伝えただけでは告知したことにはなりません。**
- 故意または重大な過失によって、事実を告知しなかった場合や、事実と違うことを告知した場合には、**契約を解除することがあります**（告知義務違反による解除）。
- 契約を解除した場合には、たとえ死亡保険金などの支払理由が発生していても、**お支払いできないことがあります。**また、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、告知義務違反による解除の対象外になるときでも詐欺による取消しを理由として、**死亡保険金などをお支払いできないことがあります。**

この商品は**住友生命**を引受保険会社とする**生命保険**です。**預貯金とは異なり、元本保証はありません。**

! ご検討にあたっては、「契約概要／注意喚起情報 兼 商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」「ご提案書」「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を必ずご確認ください。詳細は住友生命の募集代理店までお気軽にご相談ください。

この概要説明書の記載は、2024年4月現在のものです。各種お取扱い等、将来変更されることがあります。

【募集代理店】

株式会社 かんぽ生命保険

〒100-8794 東京都千代田区大手町2-3-1
〈かんぽコールセンター〉 電話 0120-552-950

【引受保険会社】

住友生命保険相互会社

本 社 〒540-8512 大阪市中央区城見 1-4-35
電話 (06)6937-1435 (大代表)

〈ホームページ〉 <https://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命

検索 